

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第49号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第4項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を解除し、同区域において法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として改めて指定するので、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 要措置区域の指定を全部解除し、改めて形質変更時要届出区域として指定する区域
静岡市葵区瀬名四丁目1458番43の一部（別図のとおり）
- 2 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
舗装及び立入禁止
- 3 当該区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(別図) 【周辺地図】



静岡市葵区瀬名四丁目1458番43 (当該地を赤塗)

【平面図】

要措置区域の指定を全部解除し、改めて形質変更時要届出区域に指定した区域（斜線部分）

